

DCNEWS

損保ジャパンDC証券

No.77

【外資系企業様向け 第24回『確定拠出年金導入セミナー』を開催いたしました】

当社は、去る2013年11月29日、六本木ヒルズアカデミー（東京・六本木）におきまして、外資系企業様を対象に「確定拠出年金導入セミナー」を開催いたしました。おかげさまで当セミナーも第24回を迎えることができました。セミナー時にご覧いただく日英翻訳資料は、毎回来場者の皆様にご好評をいただいております。

今回のセミナーでは、社外より講師をお招きし確定拠出年金導入のケーススタディや、株式市場の最近の動向と今後の見通しをご説明いただいたのに加え、当社職員より確定拠出年金関連法の最近の動向や、当社サービスについて紹介させていただきました。

当日は、多くの人事・財務ご担当者様にお集まりいただき、大盛況のうちに幕を閉じました。今後も、ますます皆様のニーズにお応えできるセミナーを開催していく所存です。



【2014年1月施行の年金確保支援法の内容について】

これまで「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」（「年金確保支援法」2011年8月10日公布）が順次施行されてきましたが、2014年1月には、企業型年金加入者の資格喪失年齢の引上げなど、確定拠出年金関係では最後の施行を迎えます。

改正項目	施行日
継続的投資教育の実施義務の明確化	2011年8月10日
住基ネットからの加入者の住所情報の取得（企業年金連合会経由）	
従業員拠出（マッチング拠出）の導入	2012年1月1日
企業型年金加入者の資格喪失年齢の引上げ	2014年1月1日
継続個人型年金運用指図者の中途脱退要件の緩和	
国民年金基金連合会移換者の70歳到達時の自動裁定	

11月には厚生労働省による、企業型年金加入者の資格喪失年齢の引上げと、継続個人型年金運用指図者の中途脱退要件の緩和に関するQ & Aの開示により、具体的な内容が明らかになってきました。（詳細は、以下のURLにてご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kyoshutsu/index.html>）

2014年1月施行の改正項目の概要について、次号のDCNEWSと2回にわたり改めてご紹介します。

企業型年金加入者の資格喪失年齢の引上げ

（1）加入者資格・範囲について

- ・引上げ後の資格喪失年齢は61歳から65歳の間で定めることができます。ただし、資格喪失の時期を「年度末」や「日単位」に定めることはできません。【Q&A No5】
- ・同一事業所において60歳以前から継続して雇用されている者が対象となります。なお、再雇用制度を実施している場合は、資格喪失月と同月内に再雇用することが必要です。【Q&A No1、2】
- ・60歳以前に加入していた確定給付企業年金や退職手当制度から資産移換される者も拠出が可能になります。【令9条の2】
- ・資格喪失年齢引上げ時点で60歳以上の継続雇用者のうち、裁定請求を行い、既に老齢一時金を受給された者は、再加入できません。【Q&A No10】

（2）給付の裁定

- ・老齢給付金の裁定請求は、引上げ後の資格喪失年齢到達時または退職時に可能となります。【Q&A No20】

（3）マッチング拠出の取扱い

- ・60歳以上の企業型年金加入者についてもマッチング拠出を行うことは可能です。【Q&A No23】

継続個人型年金運用指図者の中途脱退要件の緩和、および、国民年金基金連合会移換者の70歳到達時の自動裁定についての概要については、次号でご紹介します。